

令和 7 年 2 月 26 日

令和 6 年 鳥羽市議会会議  
提 出 議 案

鳥羽市長

## 令和7年2月26日会議提出議案一覧表

議案第 52 号	令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第8号）（追認）	・・・ 別冊
議案第 53 号	令和7年度鳥羽市一般会計予算	・・・ 別冊
議案第 54 号	令和7年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計予算	・・・ 別冊
議案第 55 号	令和7年度鳥羽市介護保険事業特別会計予算	・・・ 別冊
議案第 56 号	令和7年度鳥羽市定期航路事業特別会計予算	・・・ 別冊
議案第 57 号	令和7年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計予算	・・・ 別冊
議案第 58 号	令和7年度鳥羽市水道事業会計予算	・・・ 別冊
議案第 59 号	令和7年度鳥羽市下水道事業会計予算	・・・ 別冊
議案第 60 号	鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等 の一部改正について	・・・ 1
議案第 61 号	鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥羽市職員の 育児休業等に関する条例の一部改正について	・・・ 3
議案第 62 号	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に について	・・・ 6
議案第 63 号	鳥羽市職員給与条例の一部改正について	・・・ 9
議案第 64 号	鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部改正について	・・・ 35
議案第 65 号	語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正について	・・・ 37
議案第 66 号	鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部改正について	・・・ 39
議案第 67 号	鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部改正について	・・・ 41
議案第 68 号	鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について	・・・ 44
議案第 69 号	鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正につ いて	・・・ 49
議案第 70 号	鳥羽市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につ いて	・・・ 51
議案第 71 号	鳥羽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の 一部改正について	・・・ 53
議案第 72 号	鳥羽市給水条例の一部改正について	・・・ 56
議案第 73 号	鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び に水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	・・・ 58
議案第 74 号	鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定 める条例の一部改正について	・・・ 62
議案第 75 号	鳥羽市定期航路運航条例の一部改正について	・・・ 64
議案第 76 号	工事請負変更契約の締結について	・・・ 67
議案第 77 号	断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて	・・・ 68
議案第 78 号	断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて	・・・ 69
議案第 79 号	第4次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について	・・・ 70
議案第 80 号	指定管理者の指定について（寝屋子交流の館）	・・・ 71
議案第 81 号	指定管理者の指定について（答志コミュニティアリーナ）	・・・ 72
報告第 14 号	専決処分した事件の報告について (自動車損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることに ついて)	・・・ 73

## 議案第 60 号

鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正  
について

鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

### 提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(鳥羽市市税条例の一部改正)

第2条 鳥羽市市税条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第139条の3第2項第1号及び第147条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(鳥羽市都市計画税条例の一部改正)

第3条 鳥羽市都市計画税条例（昭和49年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第5項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第 61 号

鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

### 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「前条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条第3項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同条第4項中「要介護者（以下この項において「要介護者」という。）」を「日常生活を営むのに支障がある者」に改め、「養育」とあり、「」の次に「並びに」を加え、「中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を療育」とあり、「」及び「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該療育ができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項後段中「「要介護者」を「「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事情を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度

(4月1日から翌年3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第2条 鳥羽市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2 第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の鳥羽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 62 号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

教育長の不在期間における教育長職務代理者の報酬額を新たに定めるほか、県内各市の状況を勘案し、学校薬剤師の報酬額を改定したく、本提案とするものである。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項を次のように改める。

教育委員会	委員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定により教育長の職務を代理する期間に限る。）	月額	144,000円	鳥羽市市長及び副市长の給与及び旅費に関する条例（昭和42年条例第5号）に定める額
	委員	月額	50,000円	同

別表学校薬剤師の項中「78,000円」を「157,000円」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表学校薬剤師の項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表教育委員会の項の規定は、令和7年1月1日から適用する。  
（報酬の内扱）
- この条例による改正前の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の

規定に基づいて、令和7年1月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

議案第 63 号

鳥羽市職員給与条例の一部改正について

鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、給料、扶養手当及び地域手当等の諸手当について、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

## 鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例

鳥羽市職員給与条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第22条第1項中「第19条第2項第1号及び第3号から第6号まで」を「第19条第2項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、第19条第2項第2号から第5号まで」に改め、「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」及び「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第2項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第23条及び第24条を次のように改める。

第23条及び第24条 削除

第28条を次のように改める。

（その他）

第28条 第19条から前条までに規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第28条の2第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第29条第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第29条の2第3項中「鳥羽市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年条例第1号）の適用を受ける職員、鳥羽市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和58年条例第11号）の適用を受ける職員、公立学校職員の給与等に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）の適用を受ける職員、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改

める。

第37条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則に定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第43条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第44条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第44条の2中「、第19条、第28条の2、第29条及び第38条の2」を「及び第19条」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

#### 別表第2（第2条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年 前再用 短時間勤務職員以外の職員	1	百円 1,835	百円 2,300	百円 2,653	百円 2,988	百円 3,213	百円 3,552
	2	1,846	2,315	2,663	3,003	3,231	3,569
	3	1,858	2,330	2,673	3,018	3,249	3,585
	4	1,869	2,345	2,683	3,032	3,266	3,601
	5	1,880	2,360	2,693	3,046	3,283	3,617
	6	1,897	2,375	2,703	3,057	3,300	3,635
	7	1,913	2,390	2,713	3,067	3,317	3,650
	8	1,929	2,405	2,723	3,079	3,334	3,666
	9	1,945	2,420	2,733	3,091	3,350	3,680
	10	1,962	2,434	2,743	3,107	3,367	3,696
	11	1,978	2,448	2,753	3,123	3,384	3,712
	12	1,994	2,462	2,764	3,139	3,400	3,727
	13	2,010	2,474	2,774	3,154	3,415	3,746
	14	2,027	2,486	2,787	3,170	3,431	3,765
	15	2,044	2,498	2,800	3,186	3,447	3,784
	16	2,061	2,510	2,812	3,202	3,462	3,802
	17	2,074	2,521	2,825	3,217	3,476	3,817

	18	2, 090	2, 532	2, 838	3, 234	3, 493	3, 835
	19	2, 106	2, 543	2, 850	3, 250	3, 509	3, 852
	20	2, 121	2, 554	2, 862	3, 266	3, 525	3, 868
	21	2, 136	2, 564	2, 873	3, 280	3, 537	3, 885
	22	2, 152	2, 574	2, 885	3, 297	3, 552	3, 899
	23	2, 168	2, 584	2, 898	3, 314	3, 567	3, 913
	24	2, 184	2, 594	2, 911	3, 330	3, 582	3, 927
	25	2, 200	2, 604	2, 924	3, 342	3, 599	3, 941
	26	2, 217	2, 613	2, 934	3, 361	3, 617	3, 953
	27	2, 230	2, 622	2, 944	3, 378	3, 634	3, 965
	28	2, 243	2, 631	2, 955	3, 394	3, 651	3, 975
	29	2, 256	2, 639	2, 966	3, 409	3, 665	3, 986
	30	2, 267	2, 647	2, 978	3, 425	3, 678	3, 998
	31	2, 278	2, 655	2, 989	3, 441	3, 690	4, 009
	32	2, 289	2, 663	3, 001	3, 457	3, 704	4, 020
	33	2, 300	2, 670	3, 013	3, 474	3, 715	4, 027
	34	2, 311	2, 678	3, 026	3, 492	3, 724	4, 034
	35	2, 322	2, 686	3, 039	3, 510	3, 734	4, 041

	36	2, 333	2, 693	3, 052	3, 528	3, 745	4, 048
	37	2, 344	2, 700	3, 065	3, 543	3, 753	4, 054
	38	2, 354	2, 708	3, 078	3, 557	3, 762	4, 060
	39	2, 364	2, 716	3, 091	3, 571	3, 771	4, 065
	40	2, 373	2, 723	3, 104	3, 585	3, 779	4, 069
	41	2, 382	2, 730	3, 117	3, 600	3, 787	4, 073
	42	2, 391	2, 738	3, 130	3, 608	3, 795	4, 075
	43	2, 399	2, 746	3, 143	3, 618	3, 803	4, 078
	44	2, 407	2, 753	3, 154	3, 628	3, 810	4, 081
	45	2, 414	2, 760	3, 163	3, 637	3, 817	4, 084
	46	2, 420	2, 767	3, 176	3, 648	3, 824	4, 087
	47	2, 426	2, 774	3, 189	3, 657	3, 831	4, 090
	48	2, 432	2, 781	3, 202	3, 667	3, 838	4, 093
	49	2, 438	2, 788	3, 214	3, 676	3, 843	4, 095
	50	2, 444	2, 795	3, 227	3, 683	3, 849	4, 098
	51	2, 450	2, 802	3, 239	3, 690	3, 855	4, 101
	52	2, 455	2, 809	3, 251	3, 696	3, 862	4, 104
	53	2, 460	2, 815	3, 264	3, 700	3, 866	4, 106

	54	2, 464	2, 822	3, 275	3, 706	3, 872	4, 109
	55	2, 467	2, 828	3, 286	3, 713	3, 878	4, 112
	56	2, 470	2, 835	3, 297	3, 720	3, 883	4, 115
	57	2, 473	2, 841	3, 304	3, 723	3, 887	4, 117
	58	2, 476	2, 848	3, 313	3, 730	3, 893	4, 120
	59	2, 479	2, 854	3, 320	3, 737	3, 899	4, 123
	60	2, 482	2, 861	3, 328	3, 743	3, 904	4, 125
	61	2, 485	2, 867	3, 336	3, 746	3, 908	4, 127
	62	2, 488	2, 874	3, 340	3, 751	3, 913	4, 130
	63	2, 491	2, 880	3, 346	3, 757	3, 918	4, 133
	64	2, 494	2, 885	3, 353	3, 763	3, 924	4, 135
	65	2, 497	2, 890	3, 361	3, 766	3, 927	4, 137
	66	2, 500	2, 896	3, 368	3, 772	3, 931	4, 140
	67	2, 503	2, 901	3, 375	3, 779	3, 935	4, 143
	68	2, 506	2, 907	3, 381	3, 785	3, 939	4, 145
	69	2, 509	2, 912	3, 386	3, 789	3, 942	4, 147
	70	2, 512	2, 917	3, 392	3, 794	3, 945	4, 150
	71	2, 515	2, 923	3, 397	3, 800	3, 948	4, 153

	72	2, 518	2, 929	3, 403	3, 805	3, 950	4, 155
	73	2, 521	2, 934	3, 406	3, 810	3, 952	4, 157
	74	2, 524	2, 939	3, 411	3, 816	3, 955	
	75	2, 527	2, 943	3, 415	3, 821	3, 958	
	76	2, 530	2, 946	3, 419	3, 824	3, 960	
	77	2, 533	2, 948	3, 423	3, 828	3, 962	
	78	2, 536	2, 951	3, 428	3, 833	3, 965	
	79	2, 539	2, 953	3, 433	3, 837	3, 968	
	80	2, 542	2, 956	3, 438	3, 841	3, 970	
	81	2, 545	2, 958	3, 441	3, 845	3, 972	
	82	2, 548	2, 960	3, 445	3, 850	3, 975	
	83	2, 551	2, 963	3, 449	3, 854	3, 978	
	84	2, 554	2, 965	3, 453	3, 858	3, 980	
	85	2, 557	2, 968	3, 456	3, 861	3, 982	
	86	2, 560	2, 971	3, 460			
	87	2, 563	2, 974	3, 464			
	88	2, 566	2, 977	3, 468			
	89	2, 569	2, 980	3, 470			

	90	2, 572	2, 983	3, 474			
	91	2, 575	2, 986	3, 478			
	92	2, 578	2, 990	3, 482			
	93	2, 581	2, 992	3, 484			
	94		2, 994	3, 488			
	95		2, 997	3, 492			
	96		3, 001	3, 495			
	97		3, 003	3, 498			
	98		3, 006	3, 502			
	99		3, 010	3, 506			
	100		3, 014	3, 510			
	101		3, 016	3, 515			
	102		3, 019	3, 519			
	103		3, 022	3, 523			
	104		3, 025	3, 527			
	105		3, 027	3, 532			
	106		3, 030	3, 536			
	107		3, 033	3, 539			

	108		3, 036	3, 542			
	109		3, 038	3, 547			
	110		3, 042				
	111		3, 046				
	112		3, 049				
	113		3, 051				
	114		3, 053				
	115		3, 056				
	116		3, 060				
	117		3, 062				
	118		3, 064				
	119		3, 067				
	120		3, 070				
	121		3, 074				
	122		3, 076				
	123		3, 079				
	124		3, 082				
	125		3, 085				

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料月額					
		百円	百円	百円	百円	百円	百円
		1, 920	2, 195	2, 600	2, 797	2, 949	3, 206

別表第3（第2条関係）

医療職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	百円 2, 914	百円 4, 003	百円 4, 551	百円 5, 498
	2	2, 937	4, 030	4, 571	5, 559
	3	2, 960	4, 056	4, 590	5, 612
	4	2, 982	4, 081	4, 609	5, 661
	5	3, 003	4, 105	4, 623	5, 705
	6	3, 038	4, 127	4, 641	5, 748
	7	3, 073	4, 148	4, 659	5, 784
	8	3, 107	4, 169	4, 677	5, 814

	9	3, 141	4, 190	4, 695	5, 839
	10	3, 176	4, 205	4, 713	5, 862
	11	3, 210	4, 220	4, 731	
	12	3, 244	4, 235	4, 749	
	13	3, 278	4, 249	4, 767	
	14	3, 313	4, 264	4, 785	
	15	3, 347	4, 279	4, 803	
	16	3, 381	4, 293	4, 821	
	17	3, 415	4, 307	4, 839	
	18	3, 446	4, 322	4, 858	
	19	3, 477	4, 337	4, 877	
	20	3, 508	4, 351	4, 896	
	21	3, 540	4, 365	4, 915	
	22	3, 571	4, 380	4, 932	
	23	3, 602	4, 395	4, 950	
	24	3, 632	4, 409	4, 968	
	25	3, 662	4, 423	4, 984	
	26	3, 685	4, 437	5, 002	

	27	3, 708	4, 451	5, 020	
	28	3, 730	4, 465	5, 036	
	29	3, 749	4, 479	5, 050	
	30	3, 766	4, 493	5, 067	
	31	3, 783	4, 507	5, 085	
	32	3, 801	4, 521	5, 102	
	33	3, 819	4, 535	5, 117	
	34	3, 837	4, 549	5, 130	
	35	3, 853	4, 563	5, 143	
	36	3, 867	4, 577	5, 156	
	37	3, 881	4, 591	5, 166	
	38	3, 896	4, 608	5, 179	
	39	3, 911	4, 624	5, 192	
	40	3, 926	4, 640	5, 205	
	41	3, 941	4, 656	5, 215	
	42	3, 948	4, 668	5, 223	
	43	3, 954	4, 680	5, 231	
	44	3, 961	4, 691	5, 239	

	45	3, 970	4, 701	5, 248	
	46	3, 976	4, 711	5, 256	
	47	3, 982	4, 720	5, 264	
	48	3, 988	4, 728	5, 271	
	49	3, 994	4, 735	5, 279	
	50	3, 999	4, 742	5, 287	
	51	4, 004	4, 749	5, 294	
	52	4, 009	4, 755	5, 303	
	53	4, 014	4, 762	5, 312	
	54	4, 018	4, 769	5, 320	
	55	4, 022	4, 775	5, 329	
	56	4, 026	4, 781	5, 338	
	57	4, 030	4, 784	5, 346	
	58	4, 034	4, 790	5, 355	
	59	4, 038	4, 797	5, 364	
	60	4, 042	4, 804	5, 371	
	61	4, 046	4, 808	5, 379	
	62	4, 050	4, 814	5, 388	

	63	4, 054	4, 821	5, 397	
	64	4, 058	4, 828	5, 406	
	65	4, 061	4, 832	5, 414	
	66		4, 838	5, 423	
	67		4, 844	5, 432	
	68		4, 849	5, 441	
	69		4, 854	5, 449	
	70		4, 859	5, 458	
	71		4, 864	5, 467	
	72		4, 869	5, 476	
	73		4, 873	5, 484	
	74		4, 878		
	75		4, 882		
	76		4, 887		
	77		4, 892		
	78		4, 898		
	79		4, 904		
	80		4, 908		

	81		4,913		
	82		4,919		
	83		4,925		
	84		4,930		
	85		4,935		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		百円 3,017	百円 3,444	百円 3,995	百円 4,733

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において鳥羽市職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表第2及び別表第3の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限

度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の鳥羽市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第19条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 身体又は精神に著しい障害がある者」とあるのは、「(5) 身体又は精神に著しい障害がある者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、第22条第1項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、第19条第2項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は、改正後の給与条例第29条第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この条前段の地域手当の級地は、規則で定める。

第6条 市長は、前条前段の規則を定めるに当たっては、当該規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この条において「級地区分等」という。）が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第7条 改正後の給与条例第29条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(再任用職員への特地勤務手当に関する経過措置)

第8条 切替日以後に新たに鳥羽市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第

13号) 第12条の規定により採用された職員及び鳥羽市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第34号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(以下この条において「再任用職員」という。)に対して適用されることとなる給与条例第38条の2の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した再任用職員及び市長の定めるこれに準ずる再任用職員について適用する。

(規則への委任)

第9条 附則第2条から前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第10条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年条例第31号)附則第2項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

(鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例(令和4年条例第35号)附則第4条第7項中「、第19条、第28条の2、第29条及び第38条の2」を「及び第19条」に改める。

(鳥羽市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 鳥羽市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年条例第37号)附則第2条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則別表 号給の切替表(附則第2条関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1

2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16

29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43

56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70

83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			

110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

イ 医療職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1

21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4

48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	

75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

## 議案第 64 号

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

### 提案理由

人事院勧告に基づき会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当を引き上げる改正を行いたく、本提案とするものである。

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条の2 第1項中「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の48.75」を「100分の50」に改める。

第25条の2 第1項中「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の48.75」を「100分の50」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第 65 号

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

### 提案理由

統一的な取扱いとされている J E T プログラム参加者の報酬等について、昨今  
の民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向等を踏まえ見直されたことから、  
所要の改正をしたく、本提案とするものである。

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「年額396万円」を「年額432万円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 66 号

鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部改正について

鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

こども基本法に規定するこども施策を推進するため、鳥羽市子ども・子育て会議の所掌事務等を見直したく、本提案とするものである。

## 鳥羽市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

鳥羽市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は、」を削り、「第72条第1項」の次に「及びこども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項」を加える。

第2条第2号中「鳥羽市子ども・子育て支援事業計画」を「鳥羽市こども計画」に改め、同条第3号中「子ども・子育て支援施策」を「こども施策」に改める。

第3条第2項第2号及び第3号中「子ども・子育て支援」を「こども施策」に改める。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第 67 号

鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

### 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支援に係る連携施設等について、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

## 鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥羽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に改め、同項各号列記以外の部分中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2） 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困

難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第 68 号

鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正について

鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育内容支  
援に係る連携施設等について、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

## 鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「内保育事業」の次に「（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）」を、「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育者事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1）家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2）市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるとときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
  - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
  - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

第6条に次の2項を加える。

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）を第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことによる費用に係る地方公共団体の補助を受けているものの

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育  
第40条に次のただし書を加える。

ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りではない。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第6条」を「第6条第1項」に、「5年」を「15年」に改める。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 69 号

鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

令和 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

河内老人憩の家及び国崎老人憩の家を廃止したく、本提案とするものである。

鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例（昭和46年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「

安楽島 老人憩の家	鳥羽市安楽島町704番地
河内 老人憩の家	鳥羽市河内町672番地
国崎 老人憩の家	鳥羽市国崎町262番地

」を「

安楽島 老人憩の家	鳥羽市安楽島町704番地
-----------	--------------

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 70 号

鳥羽市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥羽市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市菅島一般廃棄物最終処分場の供用廃止に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市清掃施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市清掃施設の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第16号）の一部を  
次のように改正する。

第3条の表鳥羽市菅島一般廃棄物最終処分場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 71 号

鳥羽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

鳥羽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

### 提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、消防団員に係る退職報償金の勤務年数区分を改正したく、本提案とするものである。

鳥羽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円	1,079,000 円
副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	1,009,000 円
分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	949,000 円
副分団長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	909,000 円
部長及び班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	834,000 円
団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円	789,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の鳥羽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 72 号

鳥羽市給水条例の一部改正について

鳥羽市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

給水の原則における常時給水が免責される要件について、判例等を踏まえた要件に見直すため、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

## 鳥羽市給水条例の一部を改正する条例

鳥羽市給水条例（平成9年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情」を「災害その他やむを得ない場合、公益上必要があると認めた場合」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 73 号

鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

## 鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科」を「又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科」に改め、「において、衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上」を「1年6月以上」に改め、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において、衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上」を「2年以上」に改め、同条第3号中「同法による専門職大学の前期課程を含む」を「同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む」に、「又は高等専門学校」を「若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）」に、「同法による専門職大学の前期課程にあっては」を「専門職大学前期課程にあっては」に改め、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「5年以上」を「2年6月以上」に改め、同条第8号中「1年以上」を「6月以上」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、同号を同条第9号とし、同条第6号中「に規定する学校を卒業した者」を「の卒業者」に、「2年以上」を「1年6月以上」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「10年以上」を「5年以上」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「又は中等教育学校」を「若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）」に、「7年以上」を「3年6月以上」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6）高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有

する者

第3条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については2年6月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「4年以上」を「2年以上」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「6年以上」を「3年以上」に、「同項第4号」を「同項第5号」に、「8年以上」を「4年以上」に改め、同条第3号中「10年以上」を「5年以上」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、「修めて卒業した」の次に「後」を加え、「学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）」を「専門職大学前期課程」に改め、「後」を削り、「5年以

上」を「2年6月以上」に、「の修了者を含む。次号において同じ。」を「にあっては、修了した者」に、「7年以上」を「3年6月以上」に、「同項第4号」を「同項第5号」に、「9年以上」を「4年6月以上」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、「後、それぞれ当該各号」の後に「の学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）ごと」を加え、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 74 号

鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例の  
一部改正について

鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

下水道法第 2 条第 3 号ロに該当する公共下水道の事業認可を新たに受けるため、  
所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例の  
一部を改正する条例

鳥羽市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等を定める条例（平成  
25年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条に後段として次のように加える。

この場合において、法第2条第3号ロに該当する公共下水道（以下「雨水公  
共下水道」という。）については、これらの規定中「規程」とあるのは、「規  
則」と読み替えるものとする。

第11条中「都市下水路」を「雨水公共下水道及び都市下水路」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 75 号

鳥羽市定期航路運航条例の一部改正について

鳥羽市定期航路運航条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

乗船券における年齢区分の定義等を見直すほか、中之郷乗り場廃止に伴う旅客運賃及び割引料金の表及び荷物運賃の表を改正したく、本提案とするものである。

## 鳥羽市定期航路運航条例の一部を改正する条例

鳥羽市定期航路運航条例（昭和 46 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 (1) 普通乗船券を次のように改める。

### (1) 普通乗船券

#### 1 普通運賃表

		神島	
	答志 (和具)		510
	菅島		510
桃取			
坂手		280	
鳥羽	220	450	510
			550
			740

2 大人は、12 歳以上の者（小学生（小学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第 134 条第 1 項の各種学校の小学部に類するものをいう。以下同じ。）に就学する児童をいう。以下同じ。）を除く。）とし、普通運賃を適用する。小児は、12 歳未満の者及び 12 歳以上の小学生とし、普通運賃の半額（10 円未満の端数は、5 円以上は切り上げ、5 円未満は切り捨てる。）とする。ただし、1 歳未満の小児は、無料とする。

3 1 歳以上小学校入学前の小児が大人に同伴されている場合は、1 人に限り無料とする。

別表第 1 (5) 特別乗船券を次のように改める。

### (5) 特別乗船券

1 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者、昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている知的障害者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法

律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者（以下「障害者」という。）旅客運賃の特別割引率は、次のとおりとする。ただし、当該手帳を提示した者に限る。

ア 普通乗船券 普通旅客運賃の 5 割引

障害者及び第 1 種の障害者の介護者に適用する。ただし、第 2 種の障害者にあっては、片道 101 キロメートル以上を旅行する場合に限る。

イ 回数乗船券 回数旅客運賃の 5 割引

第 1 種の障害者（1 歳以上小学生以下の者を除く。）及びその介護者に適用する。

ウ 定期乗船券 定期旅客運賃の 3 割引

第 1 種の障害者（1 歳以上小学生以下の者を除く。）及びその介護者並びに第 2 種の障害者（1 歳以上小学生以下の者に限る。）の介護者に適用する。

2 優待乗船券 市長が必要と認める者に限る。

別表第 2 の 1 手荷物の項備考 2 中「及び坂手～鳥羽（経由）～答志間」を、同表の 2 小荷物及び貨物の項備考 2 中「及び坂手～鳥羽（経由）～答志間」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 76 号

### 工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

工 事 名	内 容		
	変更事項	変更前	変更後
鳥羽東中学校大規模改修工事 (令和 6 年度)	契約金額	179, 914, 900 円	179, 677, 300 円

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

### 提案理由

令和 6 年 6 月 5 日会議において可決され、令和 6 年 12 月 16 日会議において変更が可決された工事請負契約（受注者 株式会社亀川組）について、その内容の一部を変更したく、本提案とするものである。

## 議案第 77 号

### 断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて

長岡地区において発生した断水及び濁水に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

#### 記

1 損害賠償の原因 令和 6 年 7 月 27 日午前 6 時 55 分頃、鳥羽市堅子町地内の配水管が漏水し、長岡地区において断水及び濁水が発生したことにより損害を与えたため、市はその損害について賠償するものである。

2 損害賠償の額及び相手方

565, 192 円

[REDACTED]

[REDACTED]

令和 7 年 2 月 26 日 提出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

#### 提案理由

地方公営企業法第 40 条第 2 項及び鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第 6 条により適用する地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、損害賠償の額を定めたく、本提案とするものである。

## 議案第 78 号

### 断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて

長岡地区において発生した断水及び濁水に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

#### 記

1 損害賠償の原因 令和 6 年 7 月 27 日午前 6 時 55 分頃、鳥羽市堅子町地内の配水管が漏水し、長岡地区において断水及び濁水が発生したことにより損害を与えたため、市はその損害について賠償するものである。

2 損害賠償の額及び相手方

1,095,728 円

[REDACTED]

[REDACTED]

令和 7 年 2 月 26 日 提出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

#### 提案理由

地方公営企業法第 40 条第 2 項及び鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第 6 条により適用する地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、損害賠償の額を定めたく、本提案とするものである。

議案第 79 号

第 4 次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について

第 4 次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画を別冊のとおり策定するため、  
鳥羽市議会基本条例第 9 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日 提 出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

本市の福祉施策について、令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間とする  
第 4 次鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定したく、本提案とするもの  
である。

## 議案第 80 号

### 指定管理者の指定について

次のとおり地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
寝屋子交流の館	鳥羽市答志町 66 番地 答志町内会 会長 西川 豊幸	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 2 月 26 日 提出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

### 提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者に指定したく、本提案とするものである。

## 議案第 81 号

### 指定管理者の指定について

次のとおり地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
答志コミュニティアリーナ	鳥羽市答志町 943 番地 島の旅社推進協議会 会長 濱口 一利	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 2 月 26 日 提出

令和 7 年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

### 提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者に指定したく、本提案とするものである。

報告第14号

専決処分した事件の報告について

(自動車損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第2項の規定により報告する。

令和7年 2月26日 報 告

鳥羽市長 中村欣一郎

専決第7号

専 決 処 分 書

自動車損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年 2月 6日

鳥羽市長 中村欣一郎

自動車損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて  
大明東町の鳥羽市立図書館東側駐車場における自動車損傷事故について和解し、  
損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害賠償の原因 令和6年12月24日午後3時58分頃、大明東町の鳥羽市立図書館東側駐車場内において、車両の方向転換を試みた際、後方に駐車している相手方車両の左前方部に衝突し損傷させたことによる損害について、市は和解し、賠償するものである。

2 損害賠償の額及び相手方

493, 133円

[REDACTED]

[REDACTED]